

諮問番号：諮問第 2 7 0 号

答申番号：答申第 2 7 0 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡県田川児童相談所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人の子（以下「本件児童」という。）に対して行った福岡県療育手帳交付要綱（昭和 4 9 年 2 月 1 日施行。以下「交付要綱」という。）第 9 条の規定に基づく療育手帳書換え処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。その理由は以下のとおりである。

（１）処分庁から、令和 6 年 4 月 1 5 日付けで療育手帳（以下「手帳」という。）の判定が B 1 に決定した旨の通知があったが、年齢が上がったにもかかわらず、前回と変わらず、オムツが外れていない、言語も発達していない等の状況にある中で、判定が下がることは認められない。仕事にも行けなくなり、生活に非常に支障があるため、早急に審査をお願いする。

（２）本件児童の日常生活動作等について、処分庁に対し、次のとおり伝えているにもかかわらず、その事情は弁明書に書かれていない。今までと同等の判定と考えられないため、判定は A 1 と考えるべきである。

ア 現在も変わらず、常にオムツを着用しており、排便の有無を伝えることもできないこと。

イ 入浴・洗面など全て介助が必要であること。

ウ 時期にもよるが、夜間帯の寝つきも悪く、病院を受診し、睡眠導入剤など処方されている状態であること。

エ 食のこだわりも強く、便秘につながり嘔吐し、（2 4 時間排尿がない時も含めて）緊急外来の受診も多々あること。

- オ 処方される薬も服用することを拒否し、症状の治りが遅くなること。
- カ かんしゃくが起きると頭を壁にぶつける（自傷行為）、相手の腕に爪を立てる（他害行為）などが見られること。
- キ 買い物などの外出の際、突然走っていく（道路に飛び出すなど）手をつないでいても離れようとする事。
- ク 言葉の発達が著しく遅れており、ジェスチャーを取り入れ、指で示すなど分かりやすく説明するが、伝わらないこと。
- ケ 日常生活で使用するティッシュ、テレビなどのリモコン、スプーン、フォークなどの理解もできていないこと。
- コ 母親のみならず、誰に対しても「ママ」と呼ぶこと。
- サ 食事・排泄・入浴・衣類の着脱の全てにおいて、声掛けがあるまで自ら考えて行動することができないこと。
- シ 多動・パニック・かんしゃく・強いこだわり・自傷行為・他害行為があり、朝の着替えもかなりの時間がかかること。
- ス 相談や計画を立てるため、児童発達支援センターや医療機関などに訪問しなければならないことが多いこと。
- セ 保育園と児童発達支援センターを併用しているが、保育園の集団生活になじむことができず、保育園行事にも参加することができないため、保育園だけの預かりは厳しいと言われていること。
- ソ 親は仕事もできる状態ではないこと。

(3) 1時間程度の心理判定では、本件児童の日常生活の様子等が分かるはずもない。

B1はIQ36～50で、不完全なため都度指示する必要があるとの記述があったが、都度指示するだけでは無理である。

保育園で保育士が絶対1人はそばにいないと預かるのは難しいと言われているように、身体が不自由ではないが、全面的に介助しているのが事実である。

前回もB1で判定されていたが、前回とあまり変わりがないのに（年齢が上がったにもかかわらず）、今回もB1の判定が出る事が認められない。

2 審査庁の主張の要旨

本件審査請求に係る手帳の再判定及び本件処分は、交付要綱、福岡県児童相談所療育手帳判定実施要領（平成30年3月9日施行。以下「実施要領」という。）及び福岡

県児童相談所療育手帳判定について（申合せ）（平成30年3月9日施行。以下「申合せ」という。）並びに田中ビネー知能検査Ⅴ（以下「知能検査」という。）実施マニュアル及び採点マニュアルに定められた手続に従って行われたものと認められ、その過程において、これらの定める方法、基準等にそぐわない点や、不合理な点は見当たらない。

よって、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、処分庁が手帳の再判定を行い、本件児童の障がいの程度をB1と判定したことに違法又は不当な点はないかということにある。

1 障がいの程度の判定基準については、交付要綱の別紙（以下「要綱別紙」という。）及び申合せで、判定の手法等については、実施要領及び申合せで定められている。これらは、「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）及び「療育手帳制度の実施について」（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。）を踏まえて定められたものであり、その内容について、不合理な点は見当たらない。

2 まず、手帳の再判定に当たっては、処分庁の心理判定員が本件児童に対して面接判定により知能検査を実施したところ、知能指数が48であったとしている。この数値は、知能検査実施マニュアルに基づいて実施された検査により得られた結果を基に、知能検査採点マニュアルに沿って適正に算出されたものと認められる。

3 次に、障害の程度が重度「A」と判定されるためには、18歳未満の者については、重度障害児支援加算費実施要綱（平成24年8月20日障発0820第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別紙）の2の(1)又は(2)に該当する程度の障害であって、日常生活において常時介護を要する程度のものと認められる必要がある（交付要綱第8条及び別紙）。

本件児童は、知能指数が48であり、同実施要綱の2の(1)で定められた「おおむね35以下」を超えていることから該当しない。また、本件児童は盲児若しくはろうあ児又は肢体不自由児でないことから、同実施要綱の2の(2)にも該当しない。

したがって、本件児童の障害の程度は重度「A」に該当するとは認められない。

一方、その他「B」は知能指数が「おおむね75以下」であることが要件とされているところ、本件児童の知能指数は48で、B1（中度）のIQ36～50の範囲内にあり、かつ、IQ値が隣接する他の程度との境界付近（+3）であるIQ36～38の範囲外であることから、日常生活能力の到達水準を考慮した総合的な判定を行うまでもなく、本件児童の障害の程度はB1（中度）に該当することが認められる。

4 処分庁は、交付要綱、実施要領及び申合せ並びに知能検査実施マニュアル及び採点マニュアルに定められた手続に従って、本件処分を行ったものと認められ、その過程において、これらの基準、手続等にそぐわない点や、不合理な点は見当たらないことから、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

5 審査請求人は、本件児童の日常生活能力について縷々主張しているが、日常生活能力の到達水準を考慮した総合的な判定が不要である場合に該当することから、審査請求人の主張は採用できない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和7年1月7日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和7年2月18日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

はじめに、本件審査請求において問題とされている交付要綱第9条の規定に基づく手帳の書換えの法的性質について検討する。知的障害者福祉法（昭和53年法律第37号）は、知的障害者の認定手続の創設を行政機関に委ねたものと解すべきであり、要綱に基づく療育手帳制度は、同法が予定している知的障害者の認定制度であるというべきである。そうすると、障害の程度に係る認定を含め、交付要綱第9条の規定に基づく手帳の書換えは、直接新たに国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められた行政処分であると解するのが相当である（東京高裁平成13年6月26日判決・裁判所ウェブサイト掲載判例参照）。

本件処分の前提となる障がいの程度の判定基準は要綱別紙及び申合せに、判定の手法

等は実施要領及び申合せにおいて定められているところ、これらは、次官通知及び局長通知を踏まえて定められたものであり、その内容に不合理と目すべきところは見当たらない。

また、本件処分は、交付要綱、実施要領及び申合せ並びに知能検査Ⅴ実施マニュアル及び採点マニュアルに定められた手続に従って行われたものであり、その過程において、これらの基準、手続等にそぐわない点や不合理と目すべきところは見当たらない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第1部会

委 員 大 脇 成 昭

委 員 樋 口 佳 恵

委 員 吉 岡 秀 樹